

令和2年度遠野市下水道事業会計予算要領

1 第2条の業務予定量の概略は、次のとおりです。

区 分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業
(1) 処理戸数	3,960戸	284戸	256戸
(2) 年間総処理水量	968,100m ³	83,100m ³	53,900m ³
(3) 一日平均処理水量	2,652m ³	228m ³	148m ³
(4) 主な建設改良事業	管路建設改良事業 13,920千円	管路建設改良事業 1,640千円	管路建設改良事業 5,200千円 処理場建設改良事業 26,830千円

2 第3条予算の収益的収入及び支出は、収入合計、予備費を除く支出合計ともに、761,476千円を見込んでいます。

○収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分	予算額	構成比 (%)	備 考		
収 益 的 収 入	第1款 公共下水道事業収益 575,174	75.5	下水道使用料 136,000		
			他会計負担金 286,044		
			他会計補助金 15,107		
			長期前受金戻入 138,001		
			その他 22		
収 益 的 収 入	第2款 特定環境保全公共 下水道事業収益 110,908	14.6	下水道使用料 13,000		
			他会計負担金 38,858		
			他会計補助金 19,003		
			長期前受金戻入 40,041		
			その他 6		
収 益 的 収 入	第3款 農業集落排水事業 収益 75,394	9.9	農業集落排水施設使用料 7,600		
			他会計負担金 28,793		
			他会計補助金 16,504		
			長期前受金戻入 22,491		
			その他 6		
合 計	761,476	100.0			
収 益 的 支 出	第1款 公共下水道事業費用 575,174	75.4	管渠費 6,629		
			処理場費 124,530		
			業務費 6,630		
			総係費 38,225		
			減価償却費 310,282		
			支払利息 77,472		
			消費税及び地方消費税 11,334		
			その他 72		
			第2款 特定環境保全公共 下水道事業費用 110,908	14.6	管渠費 4,744
					処理場費 25,609
業務費 474					
減価償却費 71,902					
支払利息 6,983					
消費税及び地方消費税 1,160					
		その他 36			

	第3款 農業集落排水事業 費用	75,394	9.9	管渠費 2,673 処理場費 20,294 業務費 424 減価償却費 42,259 資産減耗費 1,526 支払利息 7,486 消費税及び地方消費税 700 その他 32
	第4款 予備費	1,000	0.1	
	合計	762,476	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入)

- 3 第4条予算の資本的収入及び支出は、収入合計 306,424千円に対し、支出合計 497,108千円と見込んでおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 190,684千円は、過年度分損益勘定留保資金70,670千円、当年度分損益勘定留保資金 114,956千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,058千円で補填しようとするものです。

○資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
資本的 収入	第1款 公共下水道事業資本 的収入	227,269	74.2	受益者負担金及び分担金 2,095 企業債 12,300 他会計出資金 212,871 その他 3
	第2款 特定環境保全公共 下水道事業資本的 収入	27,497	9.0	受益者負担金及び分担金 160 他会計出資金 27,234 その他 103
	第3款 農業集落排水事業 資本的収入	51,658	16.8	受益者負担金及び分担金 80 国庫補助金 14,205 企業債 12,700 他会計出資金 24,671 その他 2
	合計	306,424	100.0	
資本的 支出	第1款 公共下水道事業資本 的支出	375,528	75.6	管路建設改良費 13,920 総係費 6,823 企業債償還金 354,785
	第2款 特定環境保全公共 下水道事業資本的 支出	48,431	9.7	管路建設改良費 1,640 総係費 1,400 企業債償還金 45,391
	第3款 農業集落排水事業 資本的支出	73,149	14.7	管路建設改良費 5,200 処理場建設改良費 26,830 企業債償還金 41,119
	合計	497,108	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入、端数調整あり)

4 第5条の債務負担行為は、次のとおりと定めます。

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事資金の融資に伴う損失補償 (令和2年度融資分)	借入の年度から 返済の年度まで	損失を生じた場合の損失額
排水設備工事資金の融資に伴う利子補給 (令和2年度融資分)	借入の年度から 返済の年度まで	予算で定める額

5 第6条の企業債は、次のとおりと定めます。

起債の目的	限度額（千円）	利 率
下水道事業	25,100	4.5%以内（ただし、利率見直し方式で 借り入れる場合について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し後の利 率）

6 第7条の一時借入金の限度額は、100,000千円と定めます。

7 第8条の予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用の相互間と定めます。

8 第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費36,245千円と定めます。

9 第10条の下水道事業の運営のため一般会計から受ける補助金は、50,617千円と見込んでいます。